

令和7年度

償却資産(固定資産税)申告の手引



申告期限 令和7年1月31日(金)

郵送や電子申告による償却資産申告書の提出にご協力をお願いします。
なるべく、令和7年1月20日(月)までにご申告ください。

◆◆◆ 中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例制度のご案内 ◆◆◆

名古屋市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が対象期間中(以下の表を参照)に新たに取得した、一定の資産に係る固定資産税(償却資産)について、取得から3~5年間、課税標準額が軽減されます(「先端設備等導入計画」の認定前に取得した設備は対象外です。)

特例適用の要件(①~⑤の全てを満たす必要があります。)

- ①本市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得したもの
- ②生産、販売活動等の用に直接供するもの
- ③中古資産でないもの
- ④年平均の投資利益率が5%以上と見込まれる投資計画に記載されたもの
- ⑤以下の表の条件を満たすもの

資産の種類	資産の取得期間	用途または細目	取得価額
機械装置	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	全て	160万円以上
工具		測定工具および検査工具	30万円以上
器具備品		全て	
建物附属設備 (家屋と一体となって効用を 果たすものを除く。)		全て	60万円以上

- ・従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合
令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産→5年間、課税標準額を3分の1に軽減
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した資産→4年間、課税標準額を3分の1に軽減
- ・従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載していない場合
3年間、課税標準額を2分の1に軽減

特例制度の詳細については名古屋市公式ウェブサイト< <https://www.city.nagoya.jp/> >をご確認ください。

暮らしの情報 > 税金 > 固定資産税・都市計画税 > 固定資産税(償却資産) > 中小事業者等が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例について

○先端設備等導入計画の認定に関するお問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課 電話 052-735-2100

※固定資産税に係る特例に関するお問い合わせ先は巻末28ページを参照してください。

※ 市税の申告に関する書類の作成など市税の申告等の事務を、業として本人の代理で行うことができるのは、税理士等一定の資格を有する者に限られていますので、ご注意ください。

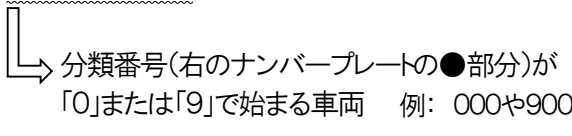
< 目 次 >

I	償却資産の概要	2ページ
II	償却資産の申告	7ページ
III	償却資産申告書の記入例	10ページ
IV	種類別明細書の記入例	12ページ
V	償却資産の評価から納税まで	14ページ
VI	償却資産 Q&A	16ページ
VII	細目コード表	17ページ
VIII	お問い合わせ先・申告書の提出先	28ページ

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、法人や個人の方が事業を営むために所有している土地および家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、構築物、機械および装置、船舶、航空機、車両および運搬具、工具・器具および備品をいいます。償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のようになります。

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物	駐車場の舗装(砂利敷きを含む)、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
第2種	機械および装置 (建物附属設備)	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置等
		建物附属設備 1 家屋の所有者が取り付けけた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備など 2 特定附帯設備(テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備) 詳しくは4、5ページ参照
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター
第5種	車両および運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー・クレーン車・フォークリフト等、台車等  分類番号(右のナンバープレートの●部分)が「0」または「9」で始まる車両 例: 000や900 ※自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の対象になる乗用車、トラック等(これらと同じ所有者が取り付けけたカーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含む。)は対象外です。特に、<u>小型特殊自動車や特種用途自動車を誤って申告しないよう注意してください。</u>
第6種	工具・器具 および備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※国税申告において、構築物や建物附属設備を建物一式として減価償却していても、償却資産申告においては上表に掲げる構築物や建物附属設備を個別に申告する必要があります。

※次のような資産も1月1日現在、事業を営む上で使用することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産
- (3) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (4) 償却済資産(減価償却を終えた資産)
- (5) 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (6) 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- (7) 資産の所有者が、他の者に貸付けその貸付先で事業の用に供されている資産
(ただし、その所有者が資産の貸付を事業としている場合は、貸付けられた資産が貸付先で事業の用に供されていると否とにかかわらず申告が必要です。)
- (8) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産
(ただし、次のような償却資産は申告の対象となりません。①耐用年数が1年未満の資産、②取得価額が10万円未満の資産で税務会計上一時に損金または必要な経費に算入された資産、③取得価額が20万円未満で、事業年度ごとに一括して3年間で償却し、一括して損金または必要な経費に算入された資産)
- (9) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産

なお、少額資産の取扱いについては、6ページの一覧表にてご確認ください。

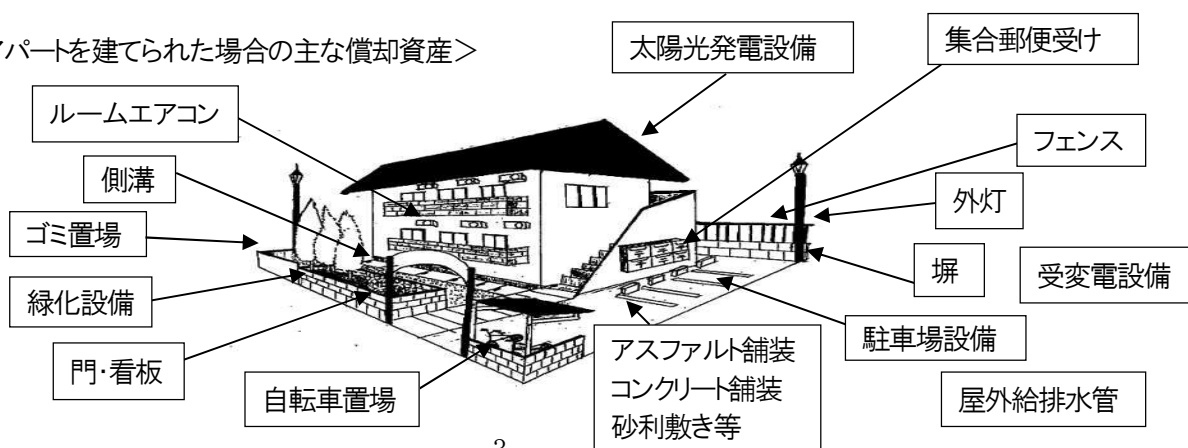
2 業種別の主な償却資産

業 種 名	主 な 償 却 資 産
各業種に共通する 償 却 資 産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、LAN配線、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備(屋根材一体型を除く)等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 業	接客用家具・備品、自動販売機、自動食器洗浄機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
医 療 業	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン)、医療ガス設備、各種キャビネット等
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
旅館、ホテル バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、ボイラー、自動食器洗浄機、製氷機、楽器、ミラーボール、放送設備等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、玉計数機、カラオケセット、接客用家具、ネオンサイン、スポットライト等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オードリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、スポットライト、投光器、自動販売機、独立キャビネット等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
農 業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等
不動産賃貸業	駐車場舗装、看板、門、塀、外灯、緑化設備(植木等)、フェンス、側溝、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、近隣の電波障害対策用アンテナ、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス等

(注1) ビルの一室等を借り受け、ご自分で施工された内装と設備一式は、償却資産に該当します。詳しくは、4、5ページをご覧ください。

(注2) 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合の費用は、家屋の評価に含まれておりますので、償却資産としての申告の必要はありません。

<例:賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産>



3 借用（リース）資産について

ファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、固定資産税（償却資産）の申告対象外となります。

4 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

（１）建物附属設備の家屋と償却資産の区分について

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により償却資産と家屋とに区分して課税されます。

償却資産とするもの……単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの………家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、屋内ガス設備、屋内給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

ただし、家屋として課税するこれらの設備を借り受けた家屋等に取り付けた場合（特定附帯設備といいます。下記（２）参照）は、償却資産になり、これらの設備の所有者の方に課税されます。

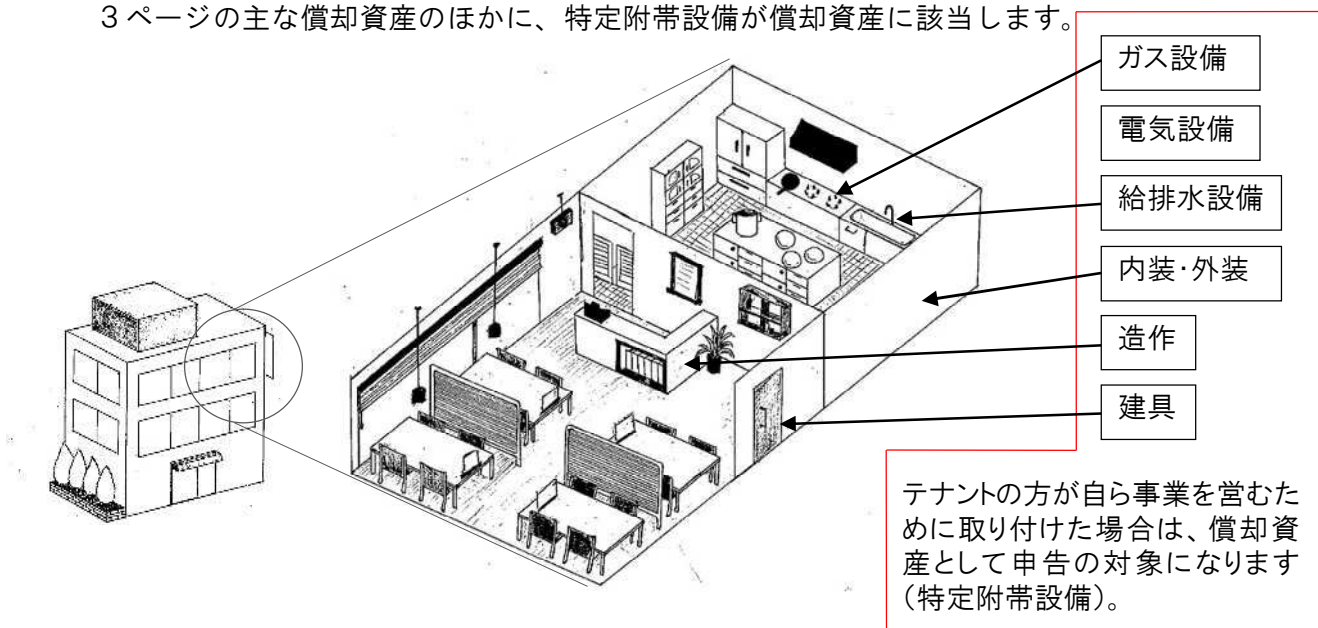
（２）特定附帯設備について

特定附帯設備とは、家屋の所有者以外の方（テナント等）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げおよび建具、配線・配管等のことをいいます。

特定附帯設備は、家屋の所有者以外の方（テナント等）に償却資産として固定資産税が課税されます。

＜例：テナントの方の場合＞

３ページの主な償却資産のほかに、特定附帯設備が償却資産に該当します。



(参考)建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

※太枠で囲った部分が特定附属設備です。

番号	設備等の内容	家屋の所有関係			
		自己所有		借家	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	受変電設備、発電設備、蓄電池設備		○		○
2	中央監視制御装置、電話交換機		○		○
3	ルームエアコン、パッケージエアコン(家屋と構造上一体であるものを除きます)		○		○
4	ネオンサイン、スポットライト、広告塔、袖看板、ブラインド		○		○
5	家屋から独立した給水塔・煙突、屋外に埋設されたガス・水道等の配管		○		○
6	電気設備(1、2に該当するものを除きます)	○			○
7	給排水設備、衛生設備、ガス設備(5に該当するものを除きます)	○			○
8	冷房、暖房、通風設備(3に該当するものを除きます)、ボイラー設備	○			○
9	昇降機設備	○			○
10	消火設備、排煙設備、災害報知設備	○			○
11	エアカーテンまたはドア自動開閉設備	○			○
12	床、壁、天井等仕上げ	○			○

(注) 次のような特定の生産または業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。

① 特定の生産用の設備

- (例) ・ 工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管
・ 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備および集塵設備

② 特定の業務用の設備

- (例) ・ 工場等の生産ライン用リフトおよびベルトコンベアー設備
・ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業、アイススケート場の冷凍・冷蔵設備(配管を含み、断熱材および防熱ドアを除く)
・ ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備または衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備
・ 映画館、演劇場、興行場のスクリーン(映写用)設備、スポットライト、スピーカーおよびフィルム処理設備
・ 証券会社に設けられる株式価格表示設備

5 取得価額と耐用年数

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費など、その償却資産をその用途に供するために直接要した費用を含みます。

また、共有の場合は、各共有者の持分を合算したものとなります。

取得価額の算出方法は、法人税または所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、圧縮前の金額を記入してください。また、税込経理方式を採用されている場合は、消費税額および地方消費税額を各資産の取得価額に含めてください。

(2) 耐用年数

耐用年数は、原則として法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

- ① 法定耐用年数……通常はこの耐用年数により申告します。詳しくは17ページの「Ⅶ 細目コード表」(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表より抜粋)をご覧ください。
- ② 中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数をいいます。
- ③ 短縮耐用年数……法人税法または所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

※ 法人税または所得税における減価償却率の償却方法を定率法から定額法に変更し、法定耐用年数より短い耐用年数を適用した場合でも、固定資産税(償却資産)は法定耐用年数を使用してください。

6 増加償却

増加償却とは、法人税法もしくは所得税法の規定により、機械および装置について通常の使用時間を超えて使用する場合に、償却限度額を一時的に増加させることです。

所轄税務署長に届出書を提出することにより増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されますので、償却資産申告書とともに税務署長への届出書の写しを提出してください。

ただし、租税特別措置法において規定されている特別償却・割増償却は、償却資産については認められませんのでご注意ください。

7 法人税・所得税との比較

法人税・所得税と固定資産税(償却資産)は以下の表のとおり、取扱いが異なります。

項 目	固定資産税の取扱い(償却資産)	国税の取扱い(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	旧定率法(固定資産評価基準に定める減価率による)	定率法または定額法の選択制 (平成10年4月1日以降取得の建物、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物は定額法のみ)
前年中の新規取得資産	半 年 償 却(1/2)	月 割 償 却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません。	認められます。
特 別 償 却・割 増 償 却	認められません。	認められます(租税特別措置法)。
増 加 償 却	認められます。	認められます(法人税・所得税法)。
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改 良 費 (資 本 的 支 出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価(一部合算評価)
少 額 の 減 価 償 却 資 産 (使用可能期間が1年未満か 取得価額が10万円未満の資産)	【課税対象外】 法人税法または所得税法において、 損金または必要な経費に算入したもの。 【課税対象】 法人税法または所得税法において 本来の耐用年数を用いて毎年減価 償却したもの。	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条) 必要な経費に算入するものとする (所得税法施行令第138条)
一 括 償 却 資 産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)		3年間で損金または必要な経費に 算入が可能 (法人税法施行令第133条の2・ 所得税法施行令第139条)
中小企業者等の方が租税特別措置法 を適用して取得された30万円未満の 減価償却資産		損金または必要な経費に算入が可 能 (租税特別措置法第28条の2・ 同法第67条の5)

Ⅱ 償却資産の申告

1 申告が必要な方

毎年1月1日現在に償却資産を所有している方

(所有権留保付売買資産は、原則として買主の方が申告してください。)

本市では資産状況の把握のため、以下に該当する方にも償却資産申告書の提出にご協力をお願いしています(10ページ以降の記入例を参考にしてください。)

○事業廃止等により所有していた償却資産を処分し、申告すべき資産がなくなった方 ⇒「全資産除去」の申告

○償却資産申告書が届いたが償却資産に該当する資産を所有していない方 ⇒「該当資産なし」の申告

2 申告方法

償却資産申告書は、郵送や窓口への提出のほか、電子申告により提出することができます。電子申告をご利用の方は9ページをご確認ください。

郵送により提出する方で申告書の控えに収受印が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

なお、申告期限前後は申告が集中するため、返信までに日数をいただく場合があります。

3 マイナンバー（個人番号）の取扱い

社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書の提出にあたって本市がマイナンバー（個人番号）の提供を受ける場合、法律に基づいた本人確認(身元確認および番号確認)を毎回行います。

本人確認書類（身元確認書類および番号確認書類）

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード)(表面)、 運転免許証、運転経歴証明書、 身体障害者手帳、パスポート、 在留カード、特別永住者証明書、 健康保険証、児童扶養手当証書 の中から1点 または 年金手帳、基礎年金番号通知書、 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点	マイナンバーカード(表面)、 運転免許証、運転経歴証明書、 身体障害者手帳、パスポート、 在留カード、特別永住者証明書 の中から1点(代理人のもの) または 健康保険証、年金手帳、 児童扶養手当証書、 基礎年金番号通知書、 敬老手帳、社員証、学生証等 の中から2点(代理人のもの) + 委任状、 法定代理人であることを証する書類	税務代理権限証書 + 税理士証票 (税理士事務所の 職員の場合は、税 理士証票の写し)
番号確認書類 (本人のもの)	マイナンバーカード(裏面)、通知カード(氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る)、マイナンバーが記載された住民票の写し の中から1点(本人以外の方が提出する場合は写し)		

本人確認について

マイナンバー（個人番号）を記載した償却資産申告書を市税事務所や区役所の窓口で提出する場合は、上表の身元確認書類および番号確認書類を提示してください。郵送で提出される方は、これらの書類の写しを同封してください。

※健康保険証の写しを同封する場合は、保険者番号や被保険者の記号番号等を黒塗りしてください。

※法人に係る償却資産申告書を窓口で提出される場合は、来庁された方の身分証を確認させていただきます。

4 提出する書類

以下の書類を提出してください。ただし、添付資料は提出が必要な事例に該当する場合に限ります。

○償却資産申告書 10～11ページの記入例を参考に作成してください。

○種類別明細書 12～13ページの記入例を参考に作成してください。

○添付書類 以下の事例に該当する方は、それぞれ必要な書類を併せて提出してください。

なお、お問い合わせの際は、資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当にお問い合わせください。

事例	必要な書類	必要な書類について
課税標準の特例該当資産を取得した方	事実を証明する書類(写)	特例ごとに異なりますので、市税事務所にお問い合わせいただくか、名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。
短縮耐用年数を適用する方	国税局長の承認通知書(写)	詳しくは5ページをご確認ください。
増加償却をする方	税務署長への届出書(写)	詳しくは6ページをご確認ください。
非課税該当資産を取得した方	非課税適用届出書	市税事務所にお問い合わせください。
減免該当資産を取得した方	減免申請書	

5 作成時の注意事項

償却資産の申告方式には一般方式と電算方式の2種類の申告方式があります。注意すべき点が異なりますので、提出書類作成にあたり、以下の注意事項をよく確認してください。

＜申告方式の違いについて＞

一般方式は、前年からの資産の増減を申告する方式で、評価額および課税標準額の算出は本市で行います。

電算方式は、賦課期日(1月1日)現在に所有するすべての資産を、評価額および課税標準額を算出した上で申告する方式であるため、会計ソフト等を用いている方向けの申告方式です。

○ 償却資産に該当する資産を所有していない方

法律上の申告の義務はありませんが、本市から償却資産申告書をお送りしている方は、「該当資産なし」としての申告書の提出にご協力をお願いします。11ページの記入例にありますように、17備考の欄に該当資産がない旨をご記入ください。

○ 一般方式で申告される方

前年までに申告した資産が印字されている場合は、印字内容を確認し、必要に応じて修正してください。

また、種類別明細書が不足する方は、名古屋市公式ウェブサイトから白紙をダウンロード可能です。

○ 電算方式で申告される方

償却資産申告書…本市からお送りした二次元コード付きの償却資産申告書をお持ちの方は、白紙のまま同封して提出してください。ただし、電子申告(次頁参照)される方は郵送での白紙の送付は不要です。

種類別明細書…賦課期日(1月1日)に所有する全ての資産について、資産の取得価額に加え、資産ごとの評価額および課税標準額を記載してください(資産に異動がない場合も種類別明細書の提出が必要です。)。

ただし、評価額の最低限度は取得価額の5%ですので、評価計算の誤りに注意してください。

また、種類別明細書は資産を1～6の種類ごとに区分し、取得価額等について、それぞれの合計額を記入してください。

なお、課税標準額について、課税標準の特例の適用がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。

6 申告書の提出先

資産が所在する区を担当する市税事務所に提出してください。詳しくは、巻末28ページ記載の表をご覧ください。

7 電子申告（エルタックス）を利用する方へ

償却資産申告書の提出には電子申告をご利用できますが、ご利用にあたり注意事項がありますので、以下のほか、名古屋市公式ウェブサイトをご確認の上、申告書の作成をお願いします。

なお、電子申告をご利用の場合、翌年度以降は紙の償却資産申告書の送付を省略させていただきます。

電子申告(エルタックス)により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます

地方税ポータルシステム



◆ 電子申告(エルタックス)を利用するメリット

- 複数の市区町村へまとめて申告できます。
- エルタックスに対応した市販税務・会計ソフトで作成した申告書をそのまま提出できます。
(エルタックスホームページで、無料の対応ソフトウェア「PCdesk(ピーシーデスク)」を利用できます。)

◆ 電子申告(エルタックス)の提出先

- 資産が所在する区ごとに提出してください。

資産が所在する区	提出先
千種区分、東区分、北区分、中区分、守山区分、名東区分	名古屋市栄市税事務所
西区分、中村区分、中川区分、港区分	名古屋市本陣市税事務所
昭和区分、瑞穂区分、熱田区分、南区分、緑区分、天白区分	名古屋市金山市税事務所

電子申告(エルタックス)に関して

- ◆ 申告の受付時間は、8:30～24:00(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く。)
※毎月最終土曜日および翌日の日曜日は利用できません。

※下記の期間は土・日・祝日を含む毎日エルタックスが利用できます(メンテナンス時間帯は除きます。)

令和7年1月4日～令和7年1月31日(0:00～24:00)

令和7年2月1日～令和7年3月19日(8:30～24:00)

※詳しくはエルタックスホームページ< <https://www.eltax.lta.go.jp/> >をご確認ください。

◆ お問い合わせ先

エルタックスのご利用に際してご不明な点等がある方は、エルタックスホームページの「よくあるご質問」< <https://eltax.custhelp.com/> >をご覧ください。

右の二次元コードをスマートフォン等で読み取ることで、エルタックスホームページの「よくあるご質問」ページにアクセスできます。



Ⅲ 償却資産申告書の記入例

<作成時の注意事項>

- 資産が所在する区ごとに作成してください。
- 同一区内に2以上の事業所がある場合は、申告書は1枚にまとめてください。
- 資産が共有である場合は個々に持分で申告せず、「(代表者)外○名」という所有者名で申告してください。
- 記入誤りが多い部分を作成のポイントで確認してください。
- 所在地が市外である資産は申告しないで下さい。

作成のポイント(所有者欄)

一部の方には、現在本市に登録されている、住所および氏名を印字しています。修正の際は該当箇所を二重線で抹消し、上に変更後の内容を記入してください。

印字されていない方は記入してください。

現在の送達先と異なる場所に送付を希望される方は、住所欄の余白に希望する送達先を記入してください。

作成のポイント(取得価額欄)

前年に引き続き申告される方の中には、(イ)に申告済資産の種類ごとの合計額が印字されている方がいます。

修正の際は、二重線で抹消し、上に正しい数値を記入してください。

償却資産に該当する資産を所有していない方は、取得価額欄の記入は不要です。

< 取得 価 額 >

令和 7 年 1 月 10 日		令和 7 年度	
名古屋市中 栄 区		名古屋市中 栄 区	
受付印		償却資産申告書(償)	
所 有 者	1 住所	なごやし なかく さかえよんちようめ1ばん8ごう 名古屋市 中区 栄四丁目1番8号	
	2 氏名	なごやしやくしよかぶしがいいしや 名古屋市役所 株式会社	
	代表取締役	申告 太郎	
		(屋号)	
資産の種類	取	得	価 額
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1 構 築 物	2 701 040	690 000	
2 機 械 及 び 装 置	4 411 675		7 000 000
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	475 000	160 000	1 655 150
7 合 計	7 587 715	850 000	8 655 150
※身元確認	※番号確認	資産の種類	※ 評 価 額 (ホ) ※ 決 定 価 格 (ヘ)
☐ 済 ☐ 未済 (確認資料)	☐ 済 (確認資料)	1 構 築 物	
☐ 個人番号カード	☐ 個人番号カード	2 機 械 及 び 装 置	
☐ 運転免許証	☐ 住民票	3 船 舶	
☐ 代理権限証書	☐ 通知カード	4 航 空 機	
☐ 税理士証票	☐ システム	5 車 両 及 び 運 搬 具	
☐ その他		6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	
		7 合 計	

一般方式の方は
(電算方式の方は

前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(ニ)
令和6年1月1日以前に取得したもの (昨年も申告された方は、昨年の合計額が印字されますので、修正の際は二重線で訂正してください。)	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少したもの	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加したもの (移動による受け入れの資産はこちらに記入してください。)	種類別明細書の加除修正した後の取得価額と同じ額になります。
(注)上記(ロ)(ハ)には、種類別明細書に記入した前年中に減少または増加した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。			

4. 事業種目

主たる事業種目を具体的に記入してください。
法人の方は資本金または出資金を記入してください。

5. 事業開始年月

(個人の方)事業を開始した年月
(法人の方)当該法人の設立年月

6. この申告に応答する者の係及び氏名

申告の内容に関してのお問い合わせ先を必ず記入してください。

独自の様式で申告する方へ

独自の様式で申告する場合は、申告書右上に、本市からお送りする申告書に記載された所有者コードを転記してください。

また、お送りした申告書に二次元
コードの印字がある場合は、同封
してお送りください。ただし、電子
申告の方は不要です。

二次元
コード

※所有者コード

20250600000000000000

第二十六号様式（提出用）

却資産課税台帳)

3	個人番号又は法人番号		8	短縮耐用年数の承認	有	☒ 無
4	事業種目	鉄鋼業	9	増加償却の届出	有	☒ 無
	(資本金等の額)	(10 百万円)	10	非課税該当資産	有	☒ 無
5	事業開始年	昭和43年4月	11	課税標準の特例	☒ 有	無
6	この申告に 応答する者の係 及び氏名	経理係 申告 二郎 (電話 000-0000)	12	特別償却又は圧縮記帳	有	☒ 無
7	税理士等の 氏名	償却 三郎 (電話 000-0000)	13	税務会計上の償却方法	定額法	☒ 定率法
			14	青色申告	有	☒ 無

8~14

該当する方を○で囲みます。
短縮耐用年数…5ページ
増加償却…6ページ
非課税該当資産…8ページ
を参照してください。

15. 資産所在地

申告する区の資産の所在地
を記入してください。

合は借家に○をつけてください。

16. 借用資産

借用(リース)資産の有無について該当する方を○で囲み、「有」の場合は、貸主の名称を記入してください。

課税標準の特例に該当する
資産を所有している方へ

以下のように、特例資産がある旨と、該当する条項を記入してください。

(中小事業者等が新規取得した先端設備等の場合)
「特例該当資産あり 法附則第15条第44項」

計 ((イ)－(ロ)＋(ハ)) (二)	15 市区町村内における事業等資産の所在地及び家屋の所有区分	① 中込三の丸三丁目1番1号 ② ③	借 家 自己所有 借 家 自己所有 借 家																				
<table border="1"> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>2</td><td>011</td><td>040</td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>11</td><td>411</td><td>675</td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> </table>	十億	百万	千	円		2	011	040	十億	百万	千	円		11	411	675	十億	百万	千	円			
十億	百万	千	円																				
	2	011	040																				
十億	百万	千	円																				
	11	411	675																				
十億	百万	千	円																				
<table border="1"> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> </table>	十億	百万	千	円					十億	百万	千	円					十億	百万	千	円	16 借用資産	貸主の名称等	
十億	百万	千	円																				
十億	百万	千	円																				
十億	百万	千	円																				
<table border="1"> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> </table>	十億	百万	千	円					十億	百万	千	円					十億	百万	千	円	有・無	丸ハリース株式会社	
十億	百万	千	円																				
十億	百万	千	円																				
十億	百万	千	円																				
<table border="1"> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>1</td><td>970</td><td>150</td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td></td><td>15</td><td>392</td><td>865</td></tr> <tr><td>十億</td><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> </table>	十億	百万	千	円		1	970	150	十億	百万	千	円		15	392	865	十億	百万	千	円	17 備考(添付書類等)該当する項目を選んでください。 ① 資産増減あり ② 増減なし ③ 該当資産なし ④ 廃業・解散・転出・合併等(年 月 日)		
十億	百万	千	円																				
	1	970	150																				
十億	百万	千	円																				
	15	392	865																				
十億	百万	千	円																				
※ 課 税 標 準 額 (ト)																							

※ 課 税 標 準 額 (卜)

記入不要
必ず記入)

17. 備考

備考欄は1～4の該当する番号を○で囲み、「4」に該当する方はその年月日を記入してください。

また、以下に該当する方は、余白に次のように記入してください。

- 相続した方 「△年△月 被相続人△△より相続」
- 事業承継した方 「×年×月 ××より事業承継」
- 合併等で社名変更した方 「◇年◇月 ◇◇と合併し社名変更」

なお、課税標準の特例に該当する資産を所有する方は、右記を参考に記入してください。

IV 種類別明細書の記入例

＜作成時の注意事項＞

- 資産の減少や修正の記入の際に、訂正印は不要です。
- 資産の名称は漢字、ひらがな、カタカナ、数字、アルファベット20文字以内で記入してください。
- 取得価額にはその資産を取得した際に要した手数料等の付随費用を含めてください(5ページ参照)。
- 耐用年数は原則として法人税または所得税の申告で用いるものと同じものを使用してください(5ページ参照)。
- (電算方式の方)価額および課税標準額を記入してください。
- 所在地が市外である資産は申告しないで下さい。

資産の減少

「資産番号」、「資産の種類」以外を二重線で抹消してください。

(1つの資産の一部が減少した場合は「資産の修正」で対応します。)

消さないでください。

資産の修正

修正する部分を二重線で抹消し、上に修正後の値を記入してください。

※資産の一部が減少する場合は、残った数量と取得価額を上記入してください。

※耐用年数に誤りがある場合は、正しい耐用年数を上に記入してください。

資産の追加

資産の種類、細目コード、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入してください。

中 区

所 有 者 コー ド

償 却 資 産 種 類

1456717

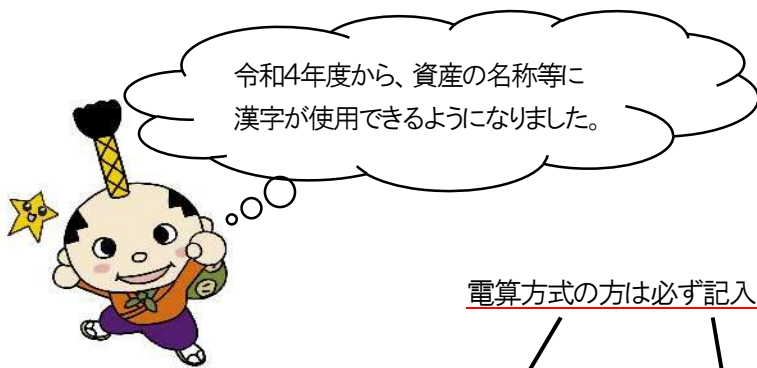
202506000000000000

令和 7 年度

行 番 号	異 動 コ ー ド	資 産 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コー ド			資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		
				細 目	管 理	減 免			年 号	年	月
		1819	2627	2831	3233	3536		7576	7879	8081	8283
01		57350	1	2050			金属製フェンス	1	4	3	10
02		57351	1	1220			アスファルト舗装設備	1	5	2	6
03											
04											
05											
06		57352	2	7140			鉄くず処理設備	1	4	29	6
07											
08											
09											
10		57353	6	220			事務機一式	1	4	29	6
11		57354	6	330			ルームエアコン	1	4	29	6
12											
13											
14											
15			1	1540			コンクリート塀	1	5	5	2
16			2	7140			鉄くず処理設備	1	5	6	10
17			6	530			パソコン	4	5	3	7
18											
19							17ページ以降の細目コード表を参考に 記入してください。				
20								10			

小 計

17ページ以降の細目コード表を参考に記入してください。



電算方式の方は必ず記入してください。

別 明 細 書

取得価額		耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	遡及年	枚 目	摘要
84	95	96	97		98	100	101	102	1	
				所有者名 名古屋市役所株式会社						
				記入不要です。						
				R6.9除却						
690 000				10						
1 110 520				10						
4 411 675				5						
80 000										
240 000				8						
235 000				6 年						
900 520				15						
7 000 000				5						
1 655 150				4						
15 392 865										
6 687 195										

摘要の記入

①資産の減少
「〇年〇月除却」と記入してください。

②申告もれ資産
「申告もれ」と記入してください。

③特例該当資産
「附則第15条第44項」のように適用する条項を記入してください。
(附則第15条第44項は中小事業者等が新規取得した先端設備等)

④移設
「〇〇から移設」と記入してください。

新たに取得(受け入れ含む)した資産は、増加事由を記入してください。

1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他

V 償却資産の評価から納税まで

1 償却資産の価格決定方法

国が定めた固定資産評価基準に基づいて個々の資産について算出した評価額が償却資産の「決定価格」です。

固定資産評価基準に定められた評価額の計算方法

前年中に取得した資産

$$\text{評 価 額} = \text{取 得 価 額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

※減価率/2の計算をして得た数値について、小数点以下第4位は四捨五入します。

前年前に取得した資産

$$\text{評 価 額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

【計 算 例】

取得価額3,000,000円、取得年月 令和6年5月、耐用年数3年の資産の場合

$$\text{令和 7年度} = 3,000,000\text{円} \times 0.732 = 2,196,000\text{円}$$

$$\text{令和 8年度} = 2,196,000\text{円} \times 0.464 = 1,018,944\text{円}$$

$$\text{令和 9年度} = 1,018,944\text{円} \times 0.464 = 472,790\text{円}$$

$$\text{令和10年度} = 472,790\text{円} \times 0.464 = 219,374\text{円}$$

$$\text{令和11年度} = 219,374\text{円} \times 0.464 = 101,789\text{円} < 150,000\text{円}$$

令和11年度で取得価額の5%(150,000円)を下回りますので、以降は150,000円になります。

減価残存率表

耐用 年数	1-減価率/2	1-減価率	耐用 年数	1-減価率/2	1-減価率	耐用 年数	1-減価率/2	1-減価率
(年)			(年)			(年)		
2	0.658	0.316	11	0.905	0.811	25	0.956	0.912
3	0.732	0.464	12	0.912	0.825	30	0.963	0.926
4	0.781	0.562	13	0.919	0.838	35	0.968	0.936
5	0.815	0.631	14	0.924	0.848	40	0.972	0.944
6	0.840	0.681	15	0.929	0.858	45	0.975	0.950
7	0.860	0.720	16	0.933	0.866	50	0.977	0.955
8	0.875	0.750	17	0.936	0.873	55	0.979	0.959
9	0.887	0.774	18	0.940	0.880	60	0.981	0.962
10	0.897	0.794	19	0.943	0.886			
			20	0.945	0.891			

※固定資産評価基準の別表第15の「耐用年数に応ずる減価率表」より作成しています。

2 納税義務者・課税標準額・免税点・税額

(1) 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者をいいます。

(2) 課税標準額

毎年1月1日現在の資産の決定価格をいいます。

ただし、課税標準の特例の規定が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率をかけたものが課税標準額となります。

(3) 免税点

同一区内の課税標準額の合計が、150万円未満の場合は課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

(資産を共有している場合は、共有名義で税額の計算および免税点の判定を行います。)

(4) 税 額

$$\begin{array}{ccccc} \text{税 額} & = & \text{課税標準額の合計} & \times & \text{税 率} \\ (100\text{円未満切捨}) & & (1,000\text{円未満切捨}) & & (100\text{分の}1.4) \end{array}$$

3 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、第349条の3の4、同法附則第15条、第15条の2および第15条の3等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用されます。

詳しくは資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

(例) 内航船舶、公共の危害防止用施設・設備、中小事業者等が新規取得した先端設備等

4 減免について

名古屋市市税減免条例等で定める要件を満たす資産をお持ちの方は、減免申請書を原則令和7年1月31日(金)までに資産が所在する区を担当する市税事務所固定資産税課償却資産担当へ提出してください。

5 納税について

4月初旬に納税通知書と納付書を送付しますので、金融機関等で納付をお願いします。納期は、1期(4月)、2期(7月)、3期(12月)、4期(翌年2月)の年4回です。

(免税点未満の場合は納税通知書は送付されません。)

◎固定資産税(償却資産)の納付は、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

口座振替のお申込みは、市内の金融機関の窓口で行うことができます。お申込みの際は、以下の①～③をご持参ください。

- ① 納税通知書または領収書
- ② 預貯金口座の口座番号がわかるもの
- ③ 預貯金口座の届出印

☆ 振替の開始は、お申込み月の翌々月以降の納期が目安となります。

☆ 詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

口座振替・自動払込みについてのお問い合わせ先

名古屋市市税収納事務センター(財政局収納管理・特別徴収事務センター収納管理担当)
TEL:(052)957-6931(受付時間 月～金(祝休日除く。)8:45～17:15)

Ⅵ 償却資産 Q & A

Q1 なぜ申告しなければいけないのですか。

A1 地方税法第383条において固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないと定められているためです。

なお、同一区内の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税はされませんが、申告は必要です。

Q2 今回初めて償却資産申告書が送られてきましたが、なぜですか。

A2 本市では、償却資産を所有している可能性のある方に対して、償却資産申告書をお送りしています。償却資産に該当する資産を所有していない場合は、該当資産がない旨の申告にご協力ください(Q3を参照してください。)

Q3 償却資産申告書が届いたが申告すべき資産がありません。どうしたらよいですか。

A3 償却資産に該当する資産を所有していない場合でも、「該当資産なし」として申告書の提出にご協力をお願いしています。10～11ページの記入例を参考に、17備考の欄に該当資産がない旨をご記入ください。

Q4 名古屋市内の複数の区に資産を所有していますが、1枚の申告書に合算して申告することができますか。

A4 本市では資産が所在する区ごとに申告書の作成をお願いしておりますので、資産が所在する区それぞれの償却資産申告書を作成してください。

なお、区ごとに区分する際は、区の誤りだけでなく、他市町村に所在する資産を混同しないようにご注意ください。

Q5 償却資産申告書や納税通知書の送達先を変更したい。どうしたらよいですか。

A5 償却資産申告書の住所欄の余白に、希望する送達先を記入してください。

Q6 5年前に購入した、耐用年数が4年のパソコンを現在も使用していますが、耐用年数を超過して使用している資産は申告しなくてよいですか。

A6 耐用年数を超過して使用している資産でも、事業の用に供している場合は、申告が必要です。

Q7 1台のパソコンを事業用と家庭用の両方に使用している場合、償却資産として申告する必要がありますか。

A7 事業の用に供する目的をもって所有され、本来事業の用に供しうる資産であれば償却資産に該当するとされています。そのため、そのほとんどを家庭用に使っている場合であっても、事業の用に供する目的をもって所有し、実際に使用している場合は、償却資産として申告が必要です。

なお、事業割合にかかわらず、取得価額の全額で申告する必要があります。

VII 細目コード表

1 細目コード表について

本市では、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表の一部をもとに、資産管理を目的とした独自の細目コードを設定しています。その一覧表が細目コード表です。なお、本細目コード表の耐用年数は国税の申告に使用した耐用年数に優先するものではありません。

2 平成20年度税制改正における耐用年数の改正について

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。

それに伴い、本市では平成20年度税制改正により耐用年数が変更になった資産につきまして、平成20年1月1日以前に取得された資産と平成20年1月2日以降に取得された資産に異なる細目コードを設定しており、本冊子には新しい細目コードを記載しています。

平成20年1月1日以前に取得した資産の細目コードは、本市公式ウェブサイトに掲載しております「細目コード表（税制改正による耐用年数変更対応表）」をご確認ください（「償却資産 耐用年数」で検索可能です）。本市公式ウェブサイトをご覧になれない方は、市税事務所にご連絡ください。

*** 掲載ページ ***

第 1 種	構築物	17 ページ
第 2 種	機械および装置（建物附属設備）	20 ページ
第 3 種	船舶	23 ページ
第 5 種	車両および運搬具	24 ページ
第 6 種	工具、器具および備品	24 ページ

第1種 構 築 物

構造または用途	細目	種類	細目 コード	耐用 年数	
鉄道業用または 軌道業用のもの	軌条およびその附属品	1	1 0	2 0	
	まくら木	木製のもの	1	2 0	8
		コンクリート製のもの	1	3 0	2 0
		金属製のもの	1	4 0	2 0
	分岐器	1	5 0	1 5	
	通信線、信号線および電灯電力線	1	6 0	3 0	
	信号機	1	7 0	3 0	
	電線支持物（電柱および腕木を除く）	1	1 1 0	3 0	
	木柱および木塔（腕木を含む）	1	1 2 0	1 5	
		架空索道用のもの	1	1 3 0	2 5
		その他のもの	1	1 3 0	2 5
	前掲以外のもの				
	線路設備				
	軌道設備	道床	1	1 4 0	6 0
		その他のもの	1	1 5 0	1 6
	土工設備		1	1 6 0	5 7
	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	1	1 7 0	5 0
		鉄骨造のもの	1	1 8 0	4 0
		その他のもの	1	1 9 0	1 5
	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	1	2 0 0	6 0
		れんが造のもの	1	2 1 0	3 5
		その他のもの	1	2 2 0	3 0
	その他のもの		1	2 3 0	2 1
	停車場設備		1	2 4 0	3 2
	電路設備				
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱およびコンクリート塔	1	2 5 0	4 5
		踏切保安または自動列車停止設備	1	2 6 0	1 2
		その他のもの	1	2 7 0	1 9
		その他のもの	1	2 8 0	4 0

構造または用途	細目		種類	細目コード	耐用年数	
その他の鉄道用 または軌道用の もの	軌条およびその附属品ならびにまくら木		1	3 1 0	1 5	
	道 床		1	3 2 0	6 0	
	土工設備		1	3 3 0	5 0	
	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	1	3 4 0	5 0	
		鉄骨造のもの	1	3 5 0	4 0	
		その他のもの	1	3 6 0	1 5	
	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	1	3 7 0	6 0	
		れんが造のもの	1	3 8 0	3 5	
		その他のもの	1	3 9 0	3 0	
	その他のもの		1	4 0 0	3 0	
発電用または送 配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法に基づき建設したものに限る）		1	5 1 0	3 0	
	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池および水路に限る）		1	5 2 0	5 7	
	汽力発電用のもの（岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突その他汽力発電用のものをいう）		1	5 3 0	4 1	
	送電用のもの	地中電線路	1	5 4 0	2 5	
		塔、柱、がい子、送電線、地線および添架電話線	1	5 5 0	3 6	
	配電用のもの	鉄塔および鉄柱	1	5 6 0	5 0	
		鉄筋コンクリート柱	1	5 7 0	4 2	
		木 柱	1	5 8 0	1 5	
		配電線	1	5 9 0	3 0	
		引込線	1	6 0 0	2 0	
		添架電話線	1	6 1 0	3 0	
		地中電線路	1	6 2 0	2 5	
		電気通信事業用 のもの	通信ケーブル	光ファイバー製のもの	1	6 3 0
	その他のもの			1	6 4 0	1 3
	地中電線路		1	6 5 0	2 7	
	その他の線路設備		1	6 6 0	2 1	
	放送用または無 線通信用のもの	鉄塔および鉄柱	円筒空中線式のもの	1	7 1 0	3 0
その他のもの			1	7 2 0	4 0	
鉄筋コンクリート柱		1	7 3 0	4 2		
木塔および木柱		1	7 4 0	1 0		
アンテナ		1	7 5 0	1 0		
接地線および放送用配線		1	7 6 0	1 0		
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの		1	2 9 1 0	1 4 ※1	
			1	2 9 2 0	1 7 ※1	
			1	2 9 3 0	1 7 ※1	
	主として金属造のもの	斜降索道設備	1	3 0 1 0	1 4 ※1	
		その他のもの	1	3 0 2 0	1 4 ※1	
	主として木造のもの	1	3 1 1 0	5 ※1		
	土管を主としたもの	1	3 2 1 0	1 0 ※1		
その他のもの	1	3 3 1 0	8 ※1			
広告用のもの	金属造のもの	1	8 1 0	2 0		
	その他のもの	1	8 2 0	1 0		
競技場用、運動 場用、遊園地用 または学校用の もの	スタンド	主として鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	1	9 1 0	4 5	
		主として鉄骨造のもの	1	9 2 0	3 0	
		主として木造のもの	1	9 3 0	1 0	
	競輪場用競走路	コンクリート敷のもの	1	9 4 0	1 5	
		その他のもの	1	9 5 0	1 0	
	ネット設備	1	9 6 0	1 5		
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	1	9 7 0	3 0		
	水泳プール	1	9 8 0	3 0		
	その他のもの	児童用のもの	すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	1	9 9 0	1 0
			その他のもの	1	1 0 0 0	1 5
その他のもの		主として木造のもの	1	1 0 1 0	1 5	
		その他のもの	1	1 0 2 0	3 0	
緑化施設および 庭園	工場緑化施設	1	1 1 0 0	7		
	その他の緑化施設および庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	1	1 1 1 0	2 0		

構造または用途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
舗装道路および 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷または石敷のもの	1	1 2 1 0	1 5
	アスファルト敷または木れんが敷のもの	1	1 2 2 0	1 0
	ビチューマルス敷のもの	1	1 2 3 0	3
鉄骨鉄筋コンク リート造または 鉄筋コンクリ ート造のもの（前 掲のものを除く ）	橋	1	1 3 3 0	6 0
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、塔、やぐら、 上水道、水そうおよび用水用ダム	1	1 3 4 0	5 0
	乾ドック	1	1 3 5 0	4 5
	サイロ	1	1 3 6 0	3 5
	下水道、煙突および焼却炉	1	1 3 7 0	3 5
	高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場およびへい	1	1 3 8 0	3 0
	爆発物用防壁および防油堤	1	1 3 9 0	2 5
	造船台	1	1 4 0 0	2 4
	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	1	1 4 1 0	1 5
	その他のもの	1	1 4 2 0	6 0
	やぐらおよび用水池	1	1 5 1 0	4 0
コンクリート造 またはコンクリ ートブロック造 のもの（前掲の ものを除く）	サイロ	1	1 5 2 0	3 4
	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、トンネル、 上水道および水そう	1	1 5 3 0	3 0
	下水道、飼育場およびへい	1	1 5 4 0	1 5
	爆発物用防壁	1	1 5 5 0	1 3
	引湯管	1	1 5 6 0	1 0
	鉱業用廃石捨場	1	1 5 7 0	5
	その他のもの	1	1 5 8 0	4 0
	防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤およびトンネル	1	1 6 1 0	5 0
れんが造のもの （前掲のものを 除く）	煙突、煙道、焼却炉、へいおよび爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する 気体の影響を受けるもの	1	1 6 2 0	7
	その他のもの	1	1 6 3 0	2 5
	その他のもの	1	1 6 4 0	4 0
	その他のもの	1	1 6 4 0	4 0
石造のもの （前掲のものを 除く）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤、上水道およ び用水池	1	1 7 1 0	5 0
	乾ドック	1	1 7 2 0	4 5
	下水道、へいおよび爆発物用防壁	1	1 7 3 0	3 5
	その他のもの	1	1 7 4 0	5 0
	その他のもの	1	1 7 4 0	5 0
土造のもの （前掲のものを 除く）	防壁（爆発物用のものを除く）、堤防、防波堤および自動車道	1	1 8 1 0	4 0
	上水道および用水池	1	1 8 2 0	3 0
	下水道	1	1 8 3 0	1 5
	へい	1	1 8 4 0	2 0
	爆発物用防壁および防油堤	1	1 8 5 0	1 7
	その他のもの	1	1 8 6 0	4 0
金属造のもの （前掲のものを 除く）	橋（はね上げ橋を除く）	1	1 9 1 0	4 5
	はね上げ橋および鋼矢板岸壁	1	1 9 2 0	2 5
	サイロ	1	1 9 3 0	2 2
	送配管	1	1 9 4 0	3 0
		1	1 9 5 0	1 5
	ガス貯そう	1	1 9 6 0	1 0
		1	1 9 7 0	2 0
	薬品貯そう	1	1 9 8 0	8
		1	1 9 9 0	1 0
		1	2 0 0 0	1 5
	水そうおよび油そう	1	2 0 1 0	2 5
		1	2 0 2 0	1 5
	浮きドック	1	2 0 3 0	2 0
	飼育場	1	2 0 4 0	1 5
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯およびガードレール	1	2 0 5 0	1 0
	露天式立体駐車設備	1	2 0 5 5	1 5
	その他のもの	1	2 0 6 0	4 5

※1

種 類	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数	
合成樹脂造のもの（前掲のものを除く）		1	2 1 1 0	1 0	
木造のもの（前掲のものを除く）	橋、塔、やぐらおよびドック	1	2 2 1 0	1 5	
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管およびへい	1	2 2 2 0	1 0	
	飼育場	1	2 2 3 0	7	
	その他のもの	1	2 2 4 0	1 5	
前掲のもの以外のものおよび前掲の区分によらないもの	主として木造のもの	1	2 3 1 0	1 5	
	その他のもの	1	2 3 2 0	5 0	
旧別表第5 污水处理用 減価償却資産	槽、塔、水路、貯水池その他のもの	1	2 7 3 0		※1
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または石造のもの	1	2 7 4 0	1 8	
	れんが造のもの	1	2 7 5 0		
	コンクリート造、金属造または土造のもの	1	2 7 6 0		
旧別表第6 ばい煙処理用 減価償却資産	槽、塔、水路および貯水池	1	2 8 6 0		※1
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または石造のもの	1	2 8 7 0	1 8	
	れんが造のもの	1	2 8 8 0		
	コンクリート造または金属造のもの	1	2 8 9 0		
	煙突（高さが70メートル以上のものに限り）	1	2 9 0 0		
	鉄筋コンクリート造のもの	1	3 4 1 0	5	
	金属造のもの	1	3 4 2 0	7	
開発研究用 減価償却資産	風どう、試験水そうおよび防壁	1	3 4 1 0	5	
	ガスまたは工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔および特殊用途に使用するもの	1	3 4 2 0	7	
簡 易 建 物	木製主要柱が10センチメートル角以下のもので土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶきまたはトタンぶきのもの	1	3 5 1 0	1 0	
	掘立造のものおよび仮設のもの	1	3 5 2 0	7	

※1は、平成20年度税制改正で新設された資産、または耐用年数が変更された資産です。

第2種 機械および装置（建物附属設備）

構 造 ま た は 用 途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	2	4 0 1 0	6
	その他のもの	2	4 0 2 0	1 5
給排水または衛生設備およびガス設備		2	4 1 1 0	1 5
冷房、暖房、通風またはボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	2	4 2 1 0	1 3
	その他のもの	2	4 2 2 0	1 5
昇降機設備	エレベーター	2	4 3 1 0	1 7
	エスカレーター	2	4 3 2 0	1 5
消火、排煙または災害報知設備および格納式避難設備		2	4 4 0 0	8
エヤーカーテンまたはドア自動開閉設備		2	4 5 1 0	1 2
アーケードまたは日よけ設備	主として金属製のもの	2	4 6 1 0	1 5
	その他のもの	2	4 6 2 0	8
店用簡易装備		2	4 7 1 0	3
可動間仕切り	簡易なもの	2	4 7 2 0	3
	その他のもの	2	4 7 3 0	1 5
テナントの方が施工された上記以外の特定附帯設備		2	4 8 2 9	*
前掲のもの以外のものおよび前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	2	4 8 1 0	1 8
	その他のもの	2	4 8 2 0	1 0

*特定附帯設備の耐用年数は、法人税または所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用してください。

設 備 の 種 類	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
食料品製造業用設備		2	7 0 1 0	1 0
飲料、たばこまたは飼料製造業用設備		2	7 0 2 0	1 0
繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	2	7 0 3 0	3
	黒鉛化炉	2	7 0 3 1	7
	その他の設備	2	7 0 3 2	7

設 備 の 種 類	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
木材または木製品（家具を除く）製造業用設備		2	7 0 4 0	8
家具または装備品製造業用設備		2	7 0 5 0	1 1
パルプ、紙または紙加工品製造業用設備		2	7 0 6 0	1 2
印刷業または印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	2	7 0 7 0	4
	製本業用設備	2	7 0 7 1	7
	新聞業用設備			
	モノタイプ、写真または通信設備	2	7 0 7 2	3
	その他の設備	2	7 0 7 3	1 0
	その他の設備	2	7 0 7 4	1 0
化学工業用設備	臭素、よう素または塩素、臭素もしくはよう素化合物製造設備	2	7 0 8 0	5
	塩化りん製造設備	2	7 0 8 1	4
	活性炭製造設備	2	7 0 8 2	5
	ゼラチンまたはにかわ製造設備	2	7 0 8 3	5
	半導体用フォトレジスト製造設備	2	7 0 8 4	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板または偏光板用フィルム製造設備	2	7 0 8 5	5
	その他の設備	2	7 0 8 6	8
石油製品または石炭製品製造業用設備		2	7 0 9 0	7
プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く）		2	7 1 0 0	8
ゴム製品製造業用設備		2	7 1 1 0	9
なめし革、なめし革製品または毛皮製造業用設備		2	7 1 2 0	9
窯業または土石製品製造業用設備		2	7 1 3 0	9
鉄鋼業用設備	表面処理鋼材もしくは鉄粉製造業または鉄スクラップ加工処理業用設備	2	7 1 4 0	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材または鋳鉄管製造業用設備	2	7 1 4 1	9
	その他の設備	2	7 1 4 2	1 4
非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	2	7 1 5 0	1 1
	その他の設備	2	7 1 5 1	7
金属製品製造業用設備	金属被覆および彫刻業または打はくおよび金属製ネームプレート製造業用設備	2	7 1 6 0	6
	その他の設備	2	7 1 6 1	1 0
はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具および備品ならびに機械および装置に組み込み、または取り付けることによりその用に供されるものをいう）製造業用設備（第 2 0 号および第 2 2 号に掲げるものを除く）		2	7 1 7 0	1 2
生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう）製造業用設備（次号および第 2 1 号に掲げるものを除く）	金属加工機械製造設備	2	7 1 8 0	9
	その他の設備	2	7 1 8 1	1 2
業務用機械器具（業務用またはサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む）をいう）製造業用設備（第 1 7 号、第 2 1 号および第 2 3 号に掲げるものを除く）		2	7 1 9 0	7
電子部品、デバイスまたは電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型または書換え型のものに限る。）製造設備	2	7 2 0 0	6
	プリント配線基板製造設備	2	7 2 0 1	6
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路または半導体素子製造設備	2	7 2 0 2	5
	その他の設備	2	7 2 0 3	8
電気機械器具製造業用設備		2	7 2 1 0	7
情報通信機械器具製造業用設備		2	7 2 2 0	8
輸送用機械器具製造業用設備		2	7 2 3 0	9
その他の製造業用設備		2	7 2 4 0	9
農業用設備		2	7 2 5 0	7
林業用設備		2	7 2 6 0	5
漁業用設備（次号に掲げるものを除く）		2	7 2 7 0	5

設 備 の 種 類	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
水産養殖業用設備		2	7 2 8 0	5
鉱業、採石業または砂利採取業用設備	石油または天然ガス鉱業用設備			
	坑井設備	2	7 2 9 0	3
	掘さく設備	2	7 2 9 1	6
	その他の設備	2	7 2 9 2	1 2
	その他の設備	2	7 2 9 3	6
総合工事業用設備		2	7 3 0 0	6
電気業用設備	電気業用水力発電設備	2	7 3 1 0	2 2
	その他の水力発電設備	2	7 3 1 1	2 0
	汽力発電設備	2	7 3 1 2	1 5
	内燃力またはガスタービン発電設備	2	7 3 1 3	1 5
	送電または電気事業用変電もしくは配電設備			
	需要者用計器	2	7 3 1 4	1 5
	柱上変圧器	2	7 3 1 5	1 8
	その他の設備	2	7 3 1 6	2 2
	鉄道または軌道業用変電設備	2	7 3 1 7	1 5
	その他の設備	2	7 3 1 8	1 7
	主として金属製のもの	2	7 3 1 9	8
ガス業用設備	製造用設備	2	7 3 2 0	1 0
	供給用設備			
	鋳鉄製導管	2	7 3 2 1	2 2
	鋳鉄製導管以外の導管	2	7 3 2 2	1 3
	需要者用計量器	2	7 3 2 3	1 3
	その他の設備	2	7 3 2 4	1 5
	その他の設備	2	7 3 2 5	1 7
	主として金属製のもの	2	7 3 2 6	8
熱供給業用設備		2	7 3 3 0	1 7
水道業用設備		2	7 3 4 0	1 8
通信業用設備		2	7 3 5 0	9
放送業用設備		2	7 3 6 0	6
映像、音声または文字情報制作業用設備		2	7 3 7 0	8
鉄道業用設備	自動改札装置	2	7 3 8 0	5
	その他の設備	2	7 3 8 1	1 2
道路貨物運送業用設備		2	7 3 9 0	1 2
倉庫業用設備		2	7 4 0 0	1 2
運輸に附帯するサービス業用設備		2	7 4 1 0	1 0
飲食料品卸売業用設備		2	7 4 2 0	1 0
建築材料、鉱物または金属材料等卸売業用設備	石油または液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く）	2	7 4 3 0	1 3
	その他の設備	2	7 4 3 1	8
飲食料品小売業用設備		2	7 4 4 0	9
その他の小売業用設備	ガソリンまたは液化石油ガススタンド設備	2	7 4 5 0	8
	その他の設備	2	7 4 5 1	1 7
	主として金属製のもの	2	7 4 5 2	8
	その他のもの	2	7 4 5 2	8
技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く）	計量証明業用設備	2	7 4 6 0	8
	その他の設備	2	7 4 6 1	1 4
宿泊業用設備		2	7 4 7 0	1 0
飲食店用設備		2	7 4 8 0	8
洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備		2	7 4 9 0	1 3
その他の生活関連サービス業用設備		2	7 5 0 0	6
娯楽業用設備	映画館または劇場用設備	2	7 5 1 0	1 1
	遊園地用設備	2	7 5 1 1	7
	ボウリング場用設備	2	7 5 1 2	1 3
	その他の設備	2	7 5 1 3	1 7
	主として金属製のもの	2	7 5 1 3	1 7
	その他のもの	2	7 5 1 4	8
教育業（学校教育業を除く）または学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	2	7 5 2 0	5
	その他の設備	2	7 5 2 1	1 7
	主として金属製のもの	2	7 5 2 1	1 7
	その他のもの	2	7 5 2 2	8
自動車整備業用設備		2	7 5 3 0	1 5
その他のサービス業用設備		2	7 5 4 0	1 2

設 備 の 種 類	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
前掲の機械および装置以外のものならびに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	2	7 5 5 0	1 0
	その他の設備	2	7 5 5 1	1 7
	主として金属製のもの その他のもの	2	7 5 5 2	8
旧別表第 5 汚水処理用減価償却資産	機械および装置	2	4 9 1 0	5 ※2
旧別表第 6 ばい煙処理用減価償却資産	機械および装置（金属製のもので、機械および装置と一体と認められる排気管および放出筒を含む。）	2	5 0 1 0	
開発研究用減価償却資産	建物の全部または一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作または建物附属設備	2	6 6 1 0	5
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	2	6 6 2 0	7
	その他のもの	2	6 6 3 0	4

※ 2 は、平成 2 0 年度税制改正で新設された資産、または耐用年数が変更された資産です。

第 3 種 船 舶

構 造 ま た は 用 途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
船舶法第 4 条から第 1 9 条までの適用を受ける鋼船	漁船	3	1 0	1 2
	油そう船	3	2 0	9
	薬品そう船	3	3 0	1 3
	その他のもの	3	4 0	1 1
	その他のもの	3	5 0	1 0
	その他のもの	3	6 0	1 5
	しゅんせつ船および砂利採取船	3	7 0	1 0
	カーフェリー	3	8 0	1 1
	その他のもの	3	9 0	1 4
	その他のもの	3	1 0 0	6
船舶法第 4 条から第 1 9 条までの適用を受ける木船	漁船	3	1 0 0	6
	薬品そう船	3	1 1 0	8
	その他のもの	3	1 2 0	1 0
船舶法第 4 条から第 1 9 条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く）		3	1 3 0	9
船舶法第 4 条から第 1 9 条までの適用を受ける強化プラスチック船		3	1 4 0	7
船舶法第 4 条から第 1 9 条までの適用を受ける水中翼船およびホバークラフト		3	1 5 0	8
その他のもの	鋼船	3	1 6 0	7
	発電船およびとう載漁船	3	1 7 0	8
	ひき船	3	1 8 0	1 0
	その他のもの	3	1 9 0	1 2
	木船	3	2 0 0	4
	しゅんせつ船および砂利採取船	3	2 1 0	5
	動力漁船およびひき船	3	2 2 0	6
	薬品そう船	3	2 3 0	7
	その他のもの	3	2 4 0	8
	モーターボートおよびとう載漁船	3	2 5 0	4
	その他のもの	3	2 6 0	5

第5種 車両および運搬具

構造または用途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
鉄道用または軌道用車両（架空索道用搬器を含む）	電気または蒸気機関車	5	1 0	1 8
	電 車	5	2 0	1 3
	内燃動車（制御車および附随車を含む）	5	4 0	1 1
	貨 車	高圧ボンベ車および高圧タンク車		5 0 1 0
		薬品タンク車および冷凍車		5 6 0 1 2
		その他のタンク車および特殊構造車		5 7 0 1 5
		その他のもの		5 8 0 2 0
	線路建設保守用工作車	5	9 0	1 0
	鋼索鉄道用車両	5	1 0 0	1 5
	架空索道用搬器	閉鎖式のもの		5 1 1 0 1 0
		その他のもの		5 1 2 0 5
	無軌条電車	5	1 3 0	8
	その他のもの	5	1 4 0	2 0
運送事業用、貸自動車業用または自動車教習所用の車両および運搬具（前掲のものを除く）	自転車およびリヤカー	5	3 5 0	2
	被けん引車その他のもの	5	3 6 0	4
前掲のもの以外のもの	自転車	5	4 7 0	2
	鉱山用人車、炭車、鉱車および台車	金属製のもの		5 4 8 0 7
		その他のもの		5 4 9 0 4
	フォークリフト	5	5 0 0	4 ※3
	トロッキ	金属製のもの		5 5 1 0 5
		その他のもの		5 5 2 0 3
	その他のもの	自走能力を有するもの		5 5 3 0 7
		その他のもの		5 5 4 0 4 ※3

※3 償却資産（固定資産税）の対象となる大型特殊自動車は、ナンバープレートの分類番号が「0」または「9」で始まる車両です。

なお、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の対象になる乗用車、トラック等（これらと同じ所有者が取り付けたカーラジオ、カーナビゲーションシステム等を含む。）は対象外です。特に、小型特殊自動車、特種用途自動車を誤って申告しないよう注意してください。

第6種 工具、器具および備品

構造または用途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
測定工具および検査工具（電気または電子を利用するものを含む）		6	1 0	5
治具および取付工具		6	2 0	3
ロール	金属圧延用のもの	6	3 0	4
	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	6	4 0	3
型（型枠を含む）、鍛圧工具および打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴムまたはガラス成型用金型および鋳造用型	6	5 0	2
	その他のもの	6	6 0	3
切削工具		6	7 0	2
金属製柱およびカッペ		6	8 0	3
活字および活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る）	6	9 0	2
	自製活字および活字に常用される金属	6	1 0 0	8
前掲のもの以外のもの	白金ノズル	6	1 1 0	1 3
	その他のもの	6	1 2 0	3
前掲の区分によらないもの	白金ノズル	6	1 3 0	1 3
	その他の主として金属製のもの	6	1 4 0	8
	その他のもの	6	1 5 0	4

構造または用途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
家具、電気機器、ガス 機器および家庭用品 (他の項に掲げるもの を除く)	事務机、事務いすおよびキャビネット			
	主として金属製のもの	6	2 1 0	1 5
	その他のもの	6	2 2 0	8
	応接セット			
	接客業用のもの	6	2 3 0	5
	その他のもの	6	2 4 0	8
	ベッド	6	2 5 0	8
	児童用机およびいす	6	2 6 0	5
	陳列だなおよび陳列ケース			
	冷凍機付または冷蔵機付のもの	6	2 7 0	6
	その他のもの	6	2 8 0	8
	その他の家具			
	接客業用のもの	6	2 9 0	5
	その他のもの			
	主として金属製のもの	6	3 0 0	1 5
	その他のもの	6	3 1 0	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	6	3 2 0	5
	冷房用または暖房用機器	6	3 3 0	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器	6	3 4 0	6
	氷冷蔵庫および冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	6	3 5 0	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	6	3 6 0	3
	じゅうたんその他の床用敷物			
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用 または劇場用のもの	6	3 7 0	3
	その他のもの	6	3 9 0	6
	室内装飾品			
	主として金属製のもの	6	4 0 0	1 5
	その他のもの	6	4 1 0	8
	食事またはちゅう房用品			
	陶磁器製またはガラス製のもの	6	4 2 0	2
	その他のもの	6	4 3 0	5
	その他のもの			
	主として金属製のもの	6	4 4 0	1 5
	その他のもの	6	4 5 0	8
事務機器および通信機 器	謄写機器およびタイプライター			
	孔版印刷または印書業用のもの	6	5 1 0	3
	その他のもの	6	5 2 0	5
	電子計算機			
	パソコン（サーバー用のものを除く）	6	5 3 0	4
	その他のコンピューター	6	5 3 2	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコー ダーその他これらに類するもの	6	5 4 0	5
	その他の事務機器	6	5 5 0	5
	テレタイプライターおよびファクシミリ	6	5 6 0	5
時計、試験機器および 測定機器	インターホーンおよび放送用設備	6	5 7 0	6
	電話設備その他の通信機器			
	デジタル構内交換設備およびデジタル ボタン電話設備	6	5 8 0	6
	その他のもの	6	5 9 0	1 0
	時 計	6	6 1 0	1 0
光学機器および写真製 作機器	度量衡器	6	6 2 0	5
	試験または測定機器	6	6 3 0	5
	オペラグラス	6	7 1 0	2
看板および広告器具	カメラ、映画撮影機、映写機および望遠鏡	6	7 2 0	5
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	6	7 3 0	8
	看板、ネオンサインおよび気球	6	8 1 0	3
	マネキン人形および模型	6	8 2 0	2
	その他のもの			
容器および金庫	主として金属製のもの	6	8 3 0	1 0
	その他のもの	6	8 4 0	5
	ボンベ			
	溶接製のもの	6	9 1 0	6
	鍛造製のもの			
	塩素用のもの	6	9 2 0	8
	その他のもの	6	9 3 0	1 0
	ドラムかん、コンテナーその他の容器			
	大型コンテナー（長さが6メートル以上のものに限る）	6	9 4 0	7
金庫	その他のもの			
	金属製のもの	6	9 5 0	3
	その他のもの	6	9 6 0	2
	手さげ金庫	6	9 7 0	5
	その他のもの	6	9 8 0	2 0

※4
※4

※4は、平成13年度税制改正で耐用年数が変更された資産です。

構造または用途	細 目	種 類	細 目 コード	耐用 年数
理容または美容機器		6	1 0 1 0	5
医療機器	消毒殺菌用機器	6	1 0 7 0	4
	手術機器	6	1 0 8 0	5
	血液透析または血しょう交換用機器	6	1 0 9 0	7
	ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	1 1 0 0	6
	調剤機器	6	1 1 5 0	6
	歯科診療用ユニット	6	1 1 6 0	7
	光学検査機器	6	1 1 7 0	6
	ファイバースコープ その他のもの	6	1 1 8 0	8
	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの および自動血液分析器 その他のもの	6	1 2 3 0	4
	その他のもの 陶磁器製またはガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	6	1 2 4 0	6
娯楽またはスポーツ器具および興行または演劇用具	たまつき用具	6	1 2 5 0	3
	パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具および射的用具	6	1 2 6 0	1 0
	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	6	1 2 7 0	5
	スポーツ具	6	1 3 1 0	8
	劇場用観客いす	6	1 3 2 0	2
	どんちようおよび幕	6	1 3 3 0	5
	衣しょう、かつら、小道具および大道具	6	1 3 4 0	3
娯楽またはスポーツ器具および興行または演劇用具	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	6	1 3 5 0	3
	主として金属製のもの その他のもの	6	1 3 6 0	5
	主として金属製のもの その他のもの	6	1 3 7 0	2
生 物	植 物	6	1 3 8 0	1 0
	貸付業用のもの その他のもの	6	1 3 9 0	5
	動 物	6	1 4 1 0	2
	魚 類	6	1 4 2 0	1 5
	鳥 類	6	1 4 3 0	2
	その他のもの	6	1 4 4 0	4
	その他のもの	6	1 4 5 0	8
	映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープおよびレコード	6	1 5 1 0	2
	シートおよびロープ	6	1 5 2 0	2
	きのこ栽培用ほだ木 ＜平成20年1月1日以前取得＞ 生しいたけ栽培用のもの その他のもの	6	1 5 2 5	3 ※5
	＜平成20年1月2日以降取得＞ きのこ栽培用ほだ木	6	1 5 2 6	3 ※5
	＜平成20年1月2日以降取得＞ きのこ栽培用ほだ木	6	1 5 2 7	3 ※5
	漁 具	6	1 5 3 0	3
	葬儀用具	6	1 5 4 0	3
	楽 器	6	1 5 5 0	5
前掲のもの以外のもの	自動販売機（手動のものを含む）	6	1 5 6 0	5
	焼却炉	6	1 5 7 0	5
	無人駐車管理装置	6	1 5 7 5	5 ※5
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	6	1 5 8 0	1 0
	主として金属製のもの その他のもの	6	1 5 9 0	5
	主として金属製のもの	6	1 6 1 0	1 5
	その他のもの	6	1 6 2 0	8
	その他のもの	6	1 6 2 0	8
開発研究用	工具	6	1 8 1 0	4
減価償却資産	試験または測定機器、計算機器、撮影機および顕微鏡	6	1 8 2 0	4

※5は、平成20年度税制改正で新設された資産、または耐用年数が変更された資産です。

(調査への協力のお願い)

本市では、地方税法第353条および第408条に基づき、減価償却資産明細書(固定資産台帳)の写しの提出をお願いし、申告内容と照合する調査を行っております。調査の際は提出のお願いの文書をお送りしますので、ご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について調査を行うことがあります。調査の結果、償却資産をお持ちと思われる方には償却資産申告書をお送りしますので、提出をお願いします。

必要に応じて実地調査を実施する場合がございますが、その際は事前に連絡いたします。

調査により申告もれの資産が判明した場合は、地方税法第17条の5に基づき、5年を限度として資産を取得された年の翌年度まで遡及して課税されます。この場合、過年度分につきましては、通常の納期とは異なり納期は1回となりますのでご注意ください。

(事業所税のお知らせ)

本市を含む政令指定都市および人口30万人以上の市等では、都市環境の整備や改善に要する費用に充てるための目的税として事業所税が課税されますので、下表のとおり事業所税のあらましをご案内します。

納税義務者	市内において事業を行っている方
免税点	資産割:市内の事業所床面積の合計が1,000㎡以下 従業者割:市内の従業者数の合計が100人以下 ※法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日現在で判定します。
課税標準と税率	資産割:市内の事業所床面積(㎡)×600円(税率) 従業者割:市内の従業者給与総額(円)×0.25%(税率)
申告納付期限	法人の場合:事業年度終了の日から2か月以内 個人の場合:翌年の3月15日

(注1) 本市では、市内の事業所床面積が800㎡以上1,000㎡以下または市内の従業者数の合計が80人以上100人以下の方は、課税になりませんが申告書のみ提出していただきます。

(注2) 申告期限までに申告がない場合には不申告加算金が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金が課される場合があります。

事業所税の申告書の提出や申告についてのお問い合わせは、栄市税事務所法人課税課事業所税担当(TEL:(052)959-3306)へお願いします。

(名古屋市公式LINEのお知らせ)

本市では、LINEの公式アカウントを運営し、市政に関する様々な情報を発信しています。

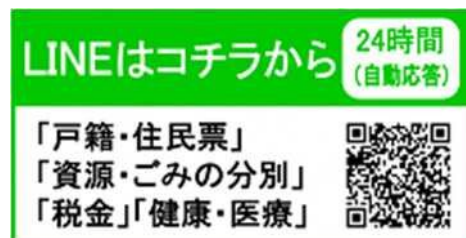
また、税金を始めとした市政に関する簡単なお問い合わせについて、24時間365日自動応答で回答しています。ぜひお友だち登録してご利用ください。

< IDで登録する方 >

ID検索画面で
「@nagoyacity」と入力



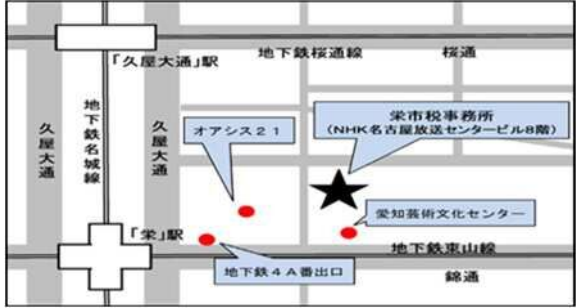
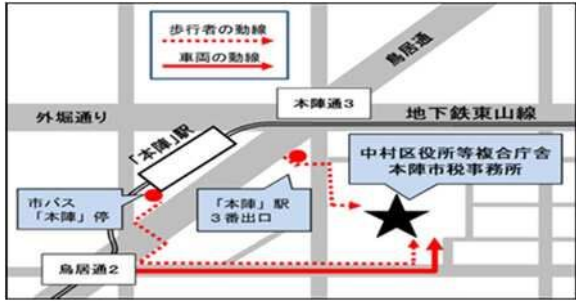
< 二次元コードで登録する方 >



VIII お問い合わせ先・申告書の提出先

償却資産(固定資産税)についてのお問い合わせや申告書の提出などは、資産が所在する区を担当する市税事務所
所固定資産税課償却資産担当へお願いします。

なお、償却資産申告書は資産が所在する区ごとに作成し、区名を記載の上ご提出ください。

資産が所在する区	担当する市税事務所
千種区 東区 北区 中区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課償却資産担当 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) TEL (052)959-3309 FAX (052)959-3319  地下鉄栄駅4A番出口から400メートル
西区 中村区 中川区 港区	本陣市税事務所 固定資産税課償却資産担当 〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) TEL (052)433-4028 FAX (052)433-4066  地下鉄本陣駅3番出口から100メートル
昭和区 瑞穂区 熱田区 南区 緑区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課償却資産担当 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) TEL (052)324-9809 FAX (052)324-9826  地下鉄金山駅5番出口から500メートル
名古屋市公式ウェブサイト < https://www.city.nagoya.jp/ > < 名古屋市公式ウェブサイト償却資産ページ > < 償却資産各種様式のダウンロード >  	

※ 市税事務所へお越しになる方へ
市税事務所へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。
また、障がいのある方などには駐車スペースをご案内しておりますので、ご連絡ください。

(この手引は、令和6年7月現在の法令に基づいて作成しています)